

## 1. 複写について

1-1. 楽譜の複写について、1 曲の半分までの複写が可能でしょうか。また、作曲家、作詞家、編曲家が関わっていた場合、それぞれが没後 50 年経過していたら 1 曲全ての複写が可能でしょうか。

A 著作権法第 31 条第 1 項第 1 号のコピーサービスの規定は著作物の種類を限定していませんので、楽譜も対象となります。

また、著作権の保護期間が満了している著作物であれば著作物全体を複写しても著作権法上の問題は生じません。なお、図書館が複製する以上、保護期間が満了しているか図書館として確認する必要があります。

1-2. 辞書や事典の一項目のみでも、一著作物とみなし、その項目の半分以上の複写しか認められないのでしょうか？

A 辞書や辞典の一項目が著作物であれば、第 31 条第 1 項第 1 号で許容される複製はその項目の半分以上ということになります。

なお、「複製物の写り込みに関するガイドライン」に合致する場合は、著作権者側の了解が得られているため、半分以上を超える複製も可能となります。

1-3. ゼンリン地図の複写について、見開きの半分(1 ページ) までの複写とサービスされている図書館が多いと思いますが、実際の利用者は見開きが必要だと感じております。やはり、見開き複写は著作権侵害にあたるのでしょうか？

A ゼンリンの地図については、見開き (2 ページ) で一つの著作物という考え方 (ゼンリンはこの考え方です。) と本 1 冊で一つの著作物という考え方があります (判例はないと思います。)。本 1 冊で一つの著作物となるのであれば見開き (2 ページ) を複製しても著作権侵害とはなりません。見開きで一つの著作物と考えた場合は、第 31 条第 1 項第 1 号により許容されるのは半分以上ということになります。

第 31 条第 1 項は図書館が複製することができるという規定で、図書館に複製の義務を課した規定ではありません。そのため、図書館としては著作権侵害となる可能性のある複製はしないとの考えから、多くの図書館では見開きの半分までの複製にとどめているのだと思います。

1-4. 館内ではコピーは 1 人一部としていますが、ゼミ等で複数人が同じ資料をコピーしたい場合、各人がコピーするのが面倒なので代表者がコピーしたものを館外 (学内の売店やコンビニ等のコピー機) で複数部コピーしてもよいか、と問われた場合、図書館としてはどのように説明したらよいのでしょうか。

A 利用者が館外で行う行為について図書館がその是非を判断する立場ではありませんが、第 30 条第 1 項 (私的使用のための複製) 第 35 条第 1 項 (学校その他の教育機関における複製) に該当する場合は著作権法上複製しても問題ありません。ゼミで使用するための複製であれば、第 35

条第1項を説明し、要件を満たせば複製できることを説明されてはいかがでしょうか。

## 2.引用について

2-1.出版社から、本学に対し、卒業生の学位論文内の図2点について、転載許諾取得方法の問い合わせがありました。本学からは、著者へ直接連絡をとるよう回答しました。著作権法上、卒業生の学位論文の引用希望に対して、大学側が留意や助言すべきことはありますでしょうか。

A 卒業生の学位論文の著作権は卒業生にありますので、利用の許諾もその卒業生から得る必要があります。個人の権利であり、大学側が留意や助言すべき点は思いつきません。

2-2. 図書館職員が、図書館資料に掲載されている図やグラフを、図書館内の機器でスキャンし利用者に提供することは著作権法上問題がないでしょうか。

また、利用者が論文執筆にあたって、その図やグラフを掲載利用することは可能でしょうか。(著者名や出典等は明確に記載)

A 図書館資料に掲載されている図やグラフを、図書館内の機器でスキャンすることは複製に該当します。その図やグラフが著作物の場合、第31条第1項第1号の要件を満たせば図書館が複製することができますが、要件を満たしていない場合は複製することはできません。

また、利用者が図書館で複製された著作物を利用する場合、第32条第1項の引用の要件を全て満たせば著作権者の許諾なしに利用することができます。出所の明示は引用の要件の一つであり、他にも要件があるため注意が必要です。

## 3.映像資料の利用について

3-1. 図書館で購入した著作権処理済DVDを、学内の他部署や学外で上映してもよいでしょうか？

A 著作権処理済DVDというものがどのような著作権処理が行われているものかわかりませんが、非営利・無料・無報酬であれば著作物を上演・演奏・上映・口述することができる(第38条第1項)となっていますので、非営利・無料・無報酬であればDVDを上映しても著作権法上の問題は生じません。なお、公の上映はしないという条件で購入したDVDを上映した場合、著作権法上の問題は生じませんが、契約違反になることはあり得ますので注意が必要です。

3-2. 図書に付属している映像資料(DVDやDVD-ROMなど)も図書と一緒に貸出可能でしょうか。

A 映像資料が動画であれば映画の著作物の可能性が高いと思われます。映画以外の著作物は非営利・無料であれば貸与できます(第38条第4項)が、映画の著作物は対象外となっています。そのため、図書に付属のDVD等に動画が含まれている場合は、著作権者の許諾なしにそのDVDを貸与することはできないと考えられます。DVD等を除いて貸与するか、著作権者の許諾を得て貸与するようにして下さい。

#### 4. 授業や公開セミナーでの配布について

##### 4-1. 教員が雑誌に投稿した自身の論文を、授業用に複製して配布することについて

著作権法第35条ガイドライン協議会の「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」では、著作権者の利益を不当に害する事例として「読者対象に、高等教育における学生を含む専門書籍・雑誌を、当該教科の高等教育で使用する」と記載されていたため、著作権が出版元にある場合には、出版元に許諾を得る方が無難であると伝えました。しかし、著作権法第35条1項で「教育を担当する者」及び「授業を受ける者」が「必要と認められる限度において」複製することを、無許諾無報酬で行えるとされているため、教員としては授業で配布することは問題ないと考えているようでした。

「大学図書館における著作権問題Q&A 第9版」のQ111への回答の中で、「大教室での授業などに関しては、受講者数について権利者側から異論も出ています。この点についても権利者の利益を害することのないように細心の注意が必要です。」とあるため、授業で配布する場合には、慎重にした方が良いと思うのですが、自身の論文であれば学術雑誌のコピーであっても配布して良いのでしょうか？

また、自身の論文では無い場合には、著作権者に許諾を得た方が良いでしょうか？

A 教員が著作権を有する論文であれば、その教員がどのように利用しようと著作権法上の問題は生じません。しかし、教員が雑誌に投稿した論文であっても、その著作権を雑誌側に譲渡している場合は、他者の論文同様、権利制限規定に該当しない限り、その論文を利用する場合は著作権者の許諾が必要となります。

第35条第1項（学校その他の教育機関における複製）では一定の要件を満たせば授業のための複製を認めていますが、「著作物の種類・用途、複製の部数・態様に照らし著作権者の利益を不当に害さないこと」が要件の一つとなっています。この要件の解釈についての判例は承知していませんが、個々の学習者ごとの購入を想定して販売されているワークブック、ドリルなどの複製や受講者が数百人いる授業で生徒分複製することは権利者の利益を不当に害する可能性が高いと考えられます。

なお、著作権法第35条ガイドライン協議会は権利者側が設けた協議会であり、ガイドラインは権利者側の考え方が一方的に述べられているものであり、仮に裁判になった場合、裁判所がその考え方を採るか否かはわかりません。個人的には、読者対象に学生が含まれるものの複製は全て権利者の利益を不当に害するとまでは言えないという気はしますが、判例もないため責任ある回答はできかねます。

4-2. 当館では、社会貢献の一環で、公開セミナーを年一回開講しています。受講対象者は「学生および一般」です。こうした公開セミナーにおいて各種著作物のコピーを配布することは、著作権法第35条1項「教育機関における複製」の範疇内で考えて良いのでしょうか。

A 教育機関の授業で使用するための複製を認めた第35条第1項の規定は学校だけでなく、公民館

や公共図書館などの社会教育機関も対象であり、社会教育機関の場合は、その教育計画に基づき、その施設が主催している講座が同項にいう「授業」に該当すると考えられます。大学は、その学生に教育を行うだけでなく、地域や社会の知の拠点として地域住民等へ学習機会を提供することについても重要な役割を担っています。つまり、大学は学生のための学校教育機関であると共に、地域住民等に対する社会教育機関としての性格を有していると考えられます。そのため、地域住民等を対象に、大学の教育計画に基づき、大学が主催する講座やセミナーであれば、第35条第1項の授業に該当し、同項の他の要件も全て満たしている場合は、同項が適用されると考えてよいと思います。

## 5.ILL（他図書館が所蔵している資料の複写依頼）について

5-1. 雑誌の奥付あたりに「複写を禁じる」旨の表記があることがありますが、ILLでの利用は可能ですか？

A 著作権の制限規定に該当する利用であれば、「複写を禁じる」旨の表記の有無にかかわらず利用は可能です。

5-2. JCOPY 管理資料について、「大学図書館協力における資料複製に関する利用許諾契約書」契約終了(H28.7)により、JCOPY の管理著作物については、ILL 複写物の“通信回線利用”(FAX やインターネット、メール添付など)による提供ができなくなりました。しかしILLで定められた範囲内であれば今まで通り複写してよいという理解で業務していますが、それで正しいでしょうか？

A 送信はできませんが郵送なら可能です。

## 6.新聞について

6-1. 本の書評が掲載されている新聞記事の切り抜きのコピーを翌日以降（最新号ではなくなった後）に館内に掲示することは可能ですか？

A 図書館が館内掲示のために複製することを認める規定はありません（複製しないで新聞の切り抜きを展示するのであれば問題ありません。）。

6-2. 今日（最新号）の新聞は、授業で使う場合でもコピーしてはいけませんか？

A 授業で使用するための複製を認める第35条第1項の複製主体は、授業担当教員又はその授業を受ける者です。そのため、授業担当教員又はその授業を受ける者が複製するのであれば、同項の他の要件も満たしている場合は複製が可能ですが、図書館が複製できるかという質問（図書館が複製主体）であれば、第31条第1項第1号の要件を満たす必要があります。

## 7.音楽再生について

館内で LP、カセットテープ、CD 等の古い音楽を再生するサービスを検討しています。現在、古い音楽の LP 等は所蔵しておりませんので寄贈で収集したいと考えております。貸出は行わず、館内機器での視聴運用ですが、著作権侵害にあたりますでしょうか？

A 第38条第1項により非営利・無料・無報酬であれば著作物を演奏できます。なお、非営利・無料であれば、映画の著作物を除き、貸与も可能です（第38条第4項）。

## 8. オンデマンド印刷の図書について

オンデマンド印刷で購入した図書についての著作権は、冊子で購入したものと同等と考えてよろしいのでしょうか。

オンデマンド印刷の場合、元々の電子媒体の販売や、決済方法などから、個人使用を想定しているのではないかと考えられると思うのですが、図書館での使用について問題はないのでしょうか。

実際の例をあげますと、出版社インプレスの書籍が、Amazon でのオンデマンド印刷のみで購入可能でした。念のためインプレスに図書館での使用の確認をしましたが、今後その都度確認の必要があるのかが気になる部分です。

A オンデマンド印刷で購入した図書であろうと書店で販売されている図書であろうと著作権法上の取扱は変わりません。

## 9.絵画のスライド使用について

『大学図書館における著作権問題 Q&A』（第9版）の Q112(52-53 頁)には、美術書掲載の絵画をスライドを使用する場合、著作権保護期間内の場合は「引用ではなく許諾が必要」との記載がありますが、引用ではなく許諾をした上でスライド利用するよう指導すべきという理解で正しいでしょうか？

A 質問の意味がよくわかりません。

Q112は、「ゼミ発表でスライドを使って必要な写真を見せることは引用と考えられるが、第31条第1項第1号に基づき提供できるのは著作物の一部分に限られる。絵画を引用する場合、通常、全体が必要になるので、同号に基づき複製物を提供することはできない」という意味のことが書かれています。